

令和5年度熊本市交通事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和5年度熊本市交通事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

軌 道 事 業

	(補正前)	(補 正)	(計)
(3) 年 間 輸 送 人 員	9,382,000人	827,000人	10,209,000人
1 日 平 均	25,634人	2,259人	27,893人
(4) 主要な建設改良事業			
多両編成車両導入事業	296,845千円	△ 35,342千円	261,503千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 軌道事業収益	2,301,769千円	110,760千円	2,412,529千円
第1項 営業収益	1,664,241千円	83,912千円	1,748,153千円
第2項 営業外収益	627,763千円	6,687千円	634,450千円
第3項 特別利益	9,765千円	20,161千円	29,926千円

	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 軌道事業費用	2,333,292千円	△ 10,255千円	2,323,037千円
第1項 営業費用	2,291,783千円	△ 13,697千円	2,278,086千円
第2項 営業外費用	41,509千円	1,692千円	43,201千円
第3項 特別損失	0千円	1,750千円	1,750千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額381,993千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,676千円、過年度分損益勘定留保資金27,184千円及び当年度分損益勘定留保資金298,133千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額376,559千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額58,178千円、及び当年度分損益勘定留保資金318,381千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
第1款 資本的収入	1,111,183千円	1,845千円	1,109,338千円
第1項 企業債	663,600千円	13,800千円	677,400千円
第2項 国(県)補助金	215,054千円	27,285千円	187,769千円
第4項 他会計補助金	203,429千円	11,640千円	215,069千円

(科目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
第1款 資本的支出	1,493,176千円	7,279千円	1,485,897千円
第1項 建設改良費	1,067,573千円	6,862千円	1,060,711千円
第2項 企業債償還金	301,603千円	417千円	301,186千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

(変更分)

(単位:千円)

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通事業 建設改良資金	663,600	普通貸借 又は証券 発行	年5.0%以内。 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる場 合は、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率と する。	政府資金等につ いては、その融 資条件による。 また、銀行その 他の場合にはそ の債権者と協定 するところによ る。ただし、財 政の都合により 繰上げ償還す ることもある。	677,400	補正前に同じ		

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職員給与費	1,196,244千円	8,724千円	1,204,968千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条に定めた一般会計からの補助金を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 補助金	386,000千円	8,500千円	394,500千円

熊 本 市 長 大 西 一 史